

05383P-00

シリーズ

2014
年度版

ナンバーワン

社労士

過去10年本試験問題集

1

労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法

実力アップアイテム

TAC社会保険労務士講座◆編

社労士の過去問は

試験の傾向が
バッチリつかめる★

10

年分が

大正解!!

- ✓「なぜ○?」「なぜ×?」がズバリわかる解説!
- ✓難問マークなど、スピード学習が可能なアイコンが満載!
- ✓過去問検索索引で、解きたい問題がすぐに見つかる!

TAC出版



はじめに

「過去10年本試験問題集」は、受験生の皆さんが「合理的に、効率よく、過去問を学習できる」ことをモットーに、旧来の「過去問スピードマスター」の内容を大幅に見直し、2012年より新しくつくられました。

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなっています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに途方に暮れているのが現状ではないでしょうか。しかし、過去10年間の試験問題を分析・検討してみると、各科目とも、かなり類似した、極端な場合には全く同じ問題までくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握することにより、かなりの的を絞った学習が可能となるわけです。

本シリーズでは、効率的に出題傾向を把握していただくために、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」に編成しています。また、選択式問題は、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって不断の勉強が続けられるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2013年9月

TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同

本書の構成と活用法

●過去10年本試験問題集は、科目別の4分冊形式で構成されています。全4冊のラインナップは次のとおりです。

- 1 労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法
- 2 雇用保険法・労働保険料徴収法・労務管理その他の労働に関する一般常識
- 3 健康保険法・社会保険に関する一般常識
- 4 国民年金法・厚生年金保険法

最新問題は項目の冒頭に！

最新(H25年)の択一式試験問題がまず確認できるように、冒頭に掲載しました。その他は年度に関係なく、条文順に掲載されています。

難問マークのある問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に学習を進めましょう。学習の効率アップに役立ててください。

プラス3年が合格をよぶ、2ステップ式！

本書は、平成16～25年に実施された本試験問題10年分を掲載しております。まずは7年分(H25～19年)。次に**プラス3**マークのついている問題(H18～16年)にチャレンジ！といった段階別学習が可能です。

Step 1 まずはH25～19年の問題7年分をマスターする。

Step 2 H18～16年の**プラス3**問題で、どんな出題にも対応できる力を身につける。

チェック欄活用で、反復学習を！
3回分のチェック欄が記載されています。

問題 18 労働保険の保険給付は、業務災害に対する迅速公正な保護だけでなく、通勤災害に対しても同様な保護をするために行われるものであるが、通勤災害に関しては、業務災害に係る介護補償給付に対応する保険給付は定められていない。 [H22-1 A]

5 療養補償給付(療養給付)

【H25問題】

[H25-4イ] 政府は、療養の開始後3日以内に死亡した者からは、一部負担金を徴収する。

□□□ を徴収する。
※なお、本問は、通勤災害に関する記述である。

[H25-4ウ] 政府は、同一の通勤災害に係る療養給付について既に一部負担金を納付した者からは、一部負担金を徴収しない。

問題 5 療養給付たる療養の給付を受けようとする者が、療養の給付を受けようとする指定病院等を経由して所轄労働基準監督長に提出しなければならない請求書に記載しなければならない事項として、労災保険法施行規則に掲げられていないものはどれか。

- A 災害の発生の時刻及び場所
- B 通常の通勤の経路及び方法
- C 療養の給付を受けようとする指定病院等の名称及び所在地
- D 加害者がいる場合、その氏名及び住所
- E 労働者の氏名、生年月日及び住所

問題 1 療養の給付は、社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所、薬局若しくは訪問看護事業者において行われる。 [H17-7 E]改題

問題 9 療養の給付は、労災保険法第29条第1項の事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所、薬局若しくは訪問看護事業者において行われる。 [H19-4 A]

- 各年度とも、択一式試験において、労働安全衛生法は、労働基準法の間8～10で出題、労働保険料徴収法は、労災保険法の間8～10、雇用保険法の間8～10で出題されています。

〈科目の略称〉

労災保険法…災、雇用保険法…雇

- 出題年度・問題番号に「改題」と表示している問題は、出題年度以降に法改正があったものであり、平成26年の本試験に対応できるよう、その改正された法律内容に基づいて問題文を加筆修正してあります(平成25年9月2日現在公布されており、そのうち平成26年本試験実施要項が発表されるまでに施行されることが決まっているものに限っています)。

〈例〉[H18 - 7 C] 改題

見開き完結式で、進めやすいレイアウト

択一式試験問題は、左ページに問題、右ページに解答解説の見開きで記載しています。まず、付録のシートで解答・解説を隠して挑戦してみてください。そして、自分の解答と照らし合わせ、問題文と解説・根拠条文等を丁寧に確認してください。なお、併せておさえておきたい事項、設問の背景などは、解説部分に📎として記載しています。

【解答6】 × 注の保険給

労災法

【解答】 × 法31条2項、則44条の2.1項2号。療養の開始後3日以内に死亡した者からは一部負担金は徴収されない。後記【解説10】参照。

【解答】 ○ 法31条2項、則44条の2.1項3号。設問の通り正しい。後記【解説10】参照。

【解答】 正解 D 則18条の5.1項。「加害者がいる場合、その氏名及び住所」は、療養給付たる療養の給付請求書に記載しなければならない事項として、労災保険法施行規則に掲げられていない。なお、労災保険法施行規則第22条においては、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたときは、保険給付を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)並びに被害の状況を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出なければならないとされている。

【解答1】 × 則11条1項。療養の給付は、社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は「都道府県労働局長」の指定する病院若しくは診療所とする。

【解答2】 ○ 則11条1項。療養の給付は、社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は「都道府県労働局長」の指定する病院若しくは診療所とする。

さらに!!

お手持ちのテキストと一緒に効率よく使える、過去問検索索引つき!

どんなテキストをお持ちのかたでも、過去問の番号で検索ができるよう、全科目、10年分の過去問検索索引つきです。

一目で分かる出題年度と問題番号

問題ごとに、出題された年度と問題番号を次のように表示しています。

〈例〉

[H19 - 4 A] …平成19年の択一式問4 Aで出題

[H22 - 選] ……平成22年の選択式で出題

社会保険労務士本試験について

●試験実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬 (平成25年度は4月15日～5月31日)
	郵送・窓口
試験日程	8月下旬(平成25年度は8月25日)
合格発表	11月上旬(平成25年度は11月8日)

●受験料

9,000円

●試験科目

	科目名	択一式	選択式
労働関係科目	労働基準法	7問	2科目 混合問題で 例年1問
	労働安全衛生法	3問	
	労働者災害補償保険法	7問	1問
	雇用保険法	7問	1問
	労働保険料徴収法	6問	なし
	労務管理その他の労働に関する一般常識	5問	1問
社会保険関係科目	社会保険に関する一般常識	5問	1問
	健康保険法	10問	1問
	厚生年金保険法	10問	1問
	国民年金法	10問	1問

受験資格や受験申込みについての問合せ先は
全国社会保険労務士会連合会 試験センターまで
TEL 03-6225-4880(月～金 9:30～17:30) 土日祝日、年末年始は除く
FAX 03-6225-4883(必ず連絡先を明記)
ホームページURL <http://www.sharosi-siken.or.jp/>

●試験の出題形式

択一式試験

解答時間 210分(平成25年度試験は9:30~13:00)

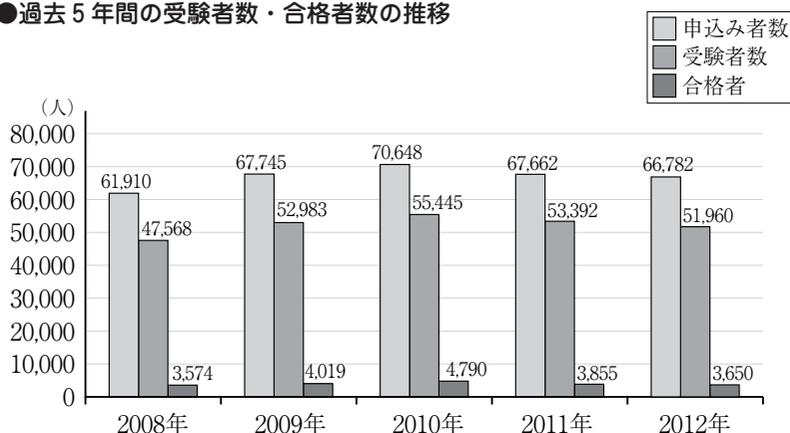
5つの選択肢の中から、正しいものもしくは誤っているものを1つ選び、マークシートに記入する試験です。

選択式試験

解答時間 80分(平成25年度試験は14:30~15:50)

文章中の5つの空欄に選択肢の中から正解と思われる番号をマークシートに記入する試験です。

●過去5年間の受験者数・合格者数の推移



〈チェックポイント〉

- ・試験科目は全10科目！
→苦手科目を作ることはできません。全科目、膨大な範囲を学習するには、しっかりとした試験対策が必要です。
- ・全国で5万人以上が受験！
→大変人気な資格といえます。
- ・合格率は7~10%台！
→難関試験といえます。確固たる意思をもって取り組まなければいけない試験です。

● CONTENTS ●

- はじめに／iii
- 本書の構成と活用法／iv
- 社会保険労務士本試験について／vi

1 労働基準法

1 労働憲章	4
2 適用等	12
3 労働契約の締結	14
4 労働契約の終了等	24
5 有期労働契約に関する規制	38
6 賃金	40
7 平均賃金	42
8 賃金支払の5原則	44
9 休業手当・出来高払制の保障給	56
10 労働時間	60
11 変形労働時間制	64
12 休憩・休日	70
13 時間外労働及び休日労働	74
14 割増賃金	82
15 みなし労働時間制	92
16 労働時間等の適用除外	96
17 年次有給休暇	100
18 年少者	118
19 妊産婦等	122
20 就業規則・寄宿舎	128
21 災害補償、監督機関、雑則、罰則	140
★ 選択式(労働基準法及び労働安全衛生法)	150

2 労働安全衛生法

1 安全衛生管理体制	174
2 委員会等	186

3	事業者の講ずべき措置等	190
4	機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	200
5	安全衛生教育	200
6	就業制限等	206
7	健康管理	208
8	監督等	218

3 労災保険法

1	適用	232
2	業務災害及び通勤災害	236
3	給付基礎日額	252
4	保険給付の種類	258
5	療養補償給付(療養給付)	260
6	休業補償給付(休業給付)	270
7	傷病補償年金(傷病年金)	278
8	障害補償給付(障害給付)	284
9	介護補償給付(介護給付)	288
10	遺族補償給付(遺族給付)・葬祭料(葬祭給付)	294
11	二次健康診断等給付	304
12	通則(未支給の保険給付等)	310
13	併給調整等	316
14	支給制限	322
15	費用徴収	322
16	損害賠償との調整	326
17	特別支給金等	328
18	特別加入者	338
19	不服申立て・時効等	348
★	選択式	360

○過去問検索索引 / 376

1

労働基準法



労働基準法

主な法令解釈例規略記凡例

法	→労働基準法
則	→労働基準法施行規則
女性則	→女性労働基準規則
年少則	→年少者労働基準規則
寄宿程	→事業附属寄宿舎規程
安衛法	→労働安全衛生法
厚労告	→厚生労働省告示〔平成12年以前：労働省告示(労告)〕
基発	→厚生労働省労働基準局長名で発する通達
発基	→労働基準局関係の労働事務次官名通達
基収	→厚生労働省労働基準局長が疑義に答えて発する通達
婦発	→厚生労働省女性少年局長名で発した通達

労働基準法：目次

1	労働憲章	4
2	適用等	12
3	労働契約の締結	14
4	労働契約の終了等	24
5	有期労働契約に関する規制	38
6	賃金	40
7	平均賃金	42
8	賃金支払の5原則	44
9	休業手当・出来高払制の保障給	56
10	労働時間	60
11	変形労働時間制	64
12	休憩・休日	70
13	時間外労働及び休日労働	74
14	割増賃金	82
15	みなし労働時間制	92
16	労働時間等の適用除外	96
17	年次有給休暇	100
18	年少者	118
19	妊産婦等	122
20	就業規則・寄宿舎	128
21	災害補償、監督機関、雑則、罰則	140
★	選択式(労働基準法及び労働安全衛生法)	150

【H25問題】

[H25-5A] 労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。

[H25-5B] 労働基準法は労働条件の最低基準を定めたものであり、この最低基準が標準とならないように、同法は、この最低基準を理由として労働条件を低下させることを禁止し、その向上を図るように努めることを労働関係の当事者に義務づけている。

[H25-5C] 労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等者である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。

[H25-5D] 労働基準法第3条は、すべての労働条件について差別待遇を禁止しているが、いかなる理由に基づくものもすべてこれを禁止しているわけではなく、同条で限定的に列挙している国籍、信条又は社会的身分を理由とする場合のみを禁じている。

[H25-5E] 労働基準法第4条は、性別による差別のうち、特に顕著な弊害が認められた賃金について、罰則をもって、その差別的取扱いを禁止したものである。

問題 1 労働基準法の総則においては、労働関係の当事者は、労働条件の向上を図るように努めなければならない旨の規定が置かれている。

プラス3

[H18-1A]

[解答] × 法1条。労働基準法1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件をすべて含む労働者の職場における一切の待遇をいう。

[解答] ○ 法1条2項。設問の通り正しい。なお、設問の規定(法1条2項)については、労働条件の低下が労働基準法の基準を理由としているか否かに重点を置いて判断するものであり、社会経済情勢の変動等に決定的な理由がある場合には、当該規定には抵触しない。

[解答] ○ 法2条1項。設問の通り正しい。なお、労働基準法2条は、訓示の規定であり、同条違反の罰則の定めはない。

[解答] ○ 法3条。設問の通り正しい。労働基準法3条においては、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」とし、労働条件について差別的取扱をしてはならない理由について限定的に列挙している。

[解答] ○ 法4条、法119条。設問の通り正しい。なお、労働基準法4条に違反した者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

〔解答1〕 ○ 法1条2項。設問の通り正しい。法1条2項において、「労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」と規定されている。なお、労働関係の当事者には、労働者及び使用者のみならず、労働組合及び使用者団体をも含む。

◎「労働関係の当事者」としているのは、労働条件は、個々の労働者及び使用者のみで決定される場合だけでなく、労働組合及び使用者団体によって決定される場合もあるためである。

問題 2 使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならないが、使用者よりも経済的に弱い立場にある労働者についてはこのような義務を定めた規定はない。
 [H21 - 1 A]

問題 3 均等待遇を定めた労働基準法第3条では、労働者の国籍、信条、性別又は社会的身分を理由として賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをすることは禁止されている。 [H19 - 1 E]

問題 4 労働基準法第3条は、法の下での平等を定めた日本国憲法第14条と同じ事由で、人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由とした労働条件の差別的取扱いを禁止している。 [H23 - 1 E]

問題 5 労働基準法第3条が差別禁止事由として掲げている「信条」とは、政治的信条や思想上の信念を意味し、そこには宗教上の信仰は含まれない。 [H24 - 4 A]

問題 6 労働基準法第3条が禁止する労働条件についての差別的取扱いには、雇入れにおける差別も含まれるとするのが最高裁判所の判例である。 [H21 - 1 B]

解答 2 × 法2条2項。設問の規定は、使用者のみならず、労働者に対しても義務を課している。法2条1項では、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」としており、同条2項は対等の立場において決定された労働条件であることを前提として、労働者及び使用者双方に就業規則等の遵守義務を課したものである。

☞法2条1項は、個々の労働者と使用者とが実質的に対等の立場に立つことを理念として規定されたものであり、法1条2項の「労働関係の当事者」と異なり、「労働者と使用者」と規定している。

解答 3 × 法3条。法3条は、「性別」を理由として差別的取扱いをすることは禁止していない。なお、労働基準法では、法4条(男女同一賃金の原則)において、労働条件のうち賃金についてのみ、性別を理由とする差別的取扱いを禁止している。

☞法3条に規定する「国籍、信条又は社会的身分」は限定列举であって、これら以外を理由として差別的取扱をしても同条違反とならない。

解答 4 × 法3条。法3条は、「性別」を理由とした差別的取扱は禁止していない。法3条で労働条件の差別的取扱について禁止しているのは、労働者の「国籍、信条又は社会的身分」を理由とする場合のみである。なお、「人種」及び「門地」については、本条の「社会的身分」に含まれると解されている。

解答 5 × 法3条、昭和22.9.13発基17号。法3条でいう「信条」には、政治的信条や思想上の信念のほか、宗教上の信仰も含まれる。

解答 6 × 法3条、最大判昭和48.12.12三菱樹脂事件。法3条が禁止する労働条件についての差別的取扱いは、「雇入れ後における労働条件についての制限であって、労働者の雇入れそのものを制約する規定ではない」とするのが最高裁判所の判例である。したがって、「雇入れにおける差別も含まれる」とする設問は誤りである。

☞最高裁判所の判例では、「特定の信条を有することを解雇の理由として定めることは、労働条件に関する差別的取扱として、法3条に違反するものと解される」としている。

問題7 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的な取扱いをしてはならない。 [H20 - 1 E]

問題8 労働基準法第4条は、賃金についてのみ女性であることを理由とする男性との差別的取扱いを禁止したものであり、その他の労働条件についての差別的取扱いについては同条違反の問題は生じない。 [H24 - 4 B]

問題9 労働基準法第4条が禁止する女性であることを理由とする賃金についての差別的取扱いには、女性を男性より有利に取扱う場合は含まれない。 [H21 - 1 C]

問題10 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の不自由に不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。 [H20 - 1 A]

問題11 労働基準法第5条が禁止する労働者の意思に反する強制労働については、労働基準法上最も重い罰則が定められている。 [H21 - 1 D]

問題12 何人も、法律に基づいて許される場合のほか、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。 [H20 - 1 C]

問題13 何人も、他の法律の定め如何にかかわらず、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。 [H23 - 1 B]

問題14 労働基準法第7条は、労働者が労働時間中に、公民権を行使するために必要な時間を請求した場合には、使用者はこれを拒んではないとし、また、当該時間を有給扱いとすることを求めている。 [H24 - 4 C]

解答7 ○ 法4条。設問の通り正しい。いわゆる男女同一賃金の原則に関する問題である。

解答8 ○ 法4条。設問の通り正しい。労働基準法において女性であることを理由として差別的取扱いを禁止しているのは、賃金のみであり、他の一定の労働条件については、男女雇用機会均等法に性別を理由とする差別の禁止に関して規定が設けられている。

解答9 × 法4条、平成9.9.25基発648号。法4条が禁止する女性であることを理由とする賃金についての差別的取扱いには、女性を男性よりも不利に取り扱う場合のみならず、有利に取り扱う場合も含まれる。

解答10 ○ 法5条。設問の通り正しい。

☞法5条は、「労働を強制してはならない」と強制することを禁止しているので、労働者が実際に労働しなくても、労働を強制したのみで本条違反となる。

解答11 ○ 法5条、法117条。設問の通り正しい。法5条(強制労働の禁止)に違反した者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる。

解答12 ○ 法6条。設問の通り正しい。なお、法律に基づいて許される場合とは、職業安定法の規定により有料職業紹介事業を行う場合等である。

☞職業安定法に違反して同法の定める手数料等を超えて利益を得た場合には、法律に基づいて許される場合に該当せず、法6条違反となる。

解答13 × 法6条、昭和33.2.13基発90号。「他の法律の定め如何にかかわらず」の部分が誤り。法6条では、「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」とされている。

解答14 × 法7条、昭和22.11.27基発399号。法7条(公民権行使の保障)の規定は、給与に関しては何ら触れていないため、有給たると無給たるとは、当事者の自由に委ねられている。

問題15

労働者が労働審判手続の労働審判員としての職務を行うことは、労働基準法第7条の「公の職務」には該当しないため、使用者は、労働審判員に任命された労働者が労働時間中にその職務を行うために必要な時間を請求した場合、これを拒むことができる。

[H21 - 1 E]

問題16

プラス3

公職に就任することが会社業務の遂行を著しく阻害するおそれのある場合においては、公職の就任を使用者の承認にかからしめ、その承認を得ずして公職に就任した者を懲戒解雇に付する旨の就業規則の条項を適用して従業員を懲戒解雇に付することも許されるとするのが最高裁の判例である。

[H16 - 1 D]

問題17

公職の就任を使用者の承認にかからしめ、その承認を得ずして公職に就任した者を懲戒解雇に付する旨の就業規則条項は、公民権行使の保障を定めた労働基準法第7条の趣旨に反し、無効のものと解すべきであるとするのが最高裁判所の判例である。 [H23 - 1 C]

【解答15】 × 法7条、平成17.9.30基発0930006号。「労働審判手続の労働審判員としての職務」は、「公の職務」に該当するため、使用者は、労働者が当該職務を行うために必要な時間を請求した場合には、これを拒んではならない。

⑦使用者は、選挙権その他公民としての権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる(拒むことはできない)。

【解答16】 × 法7条、最二小昭和38.6.21十和田観光電鉄事件。最高裁判所の判例では、設問の就業規則の条項は、労働基準法の規定の趣旨に反し、無効のものと解すべきである。したがって、公職に就任することが会社業務の遂行を著しく阻害するおそれのある場合においても、普通解雇に付するは格別、当該就業規則の条項を適用して従業員を懲戒解雇に付することは許されないものといわなければならない、としている。

⑦普通解雇に付することを許されないとしているわけではないことに注意。

【解答17】 ○ 法7条、最二小昭和38.6.21十和田観光電鉄事件。設問の通り正しい。最高裁判所の判例では、「労働基準法7条が、特に、労働者に対し労働時間中における公民としての権利の行使及び公の職務の執行を保障していることにかんがみるときは、公職の就任を使用者の承認にかからしめ、その承認を得ずして公職に就任した者を懲戒解雇に付する旨の就業規則の条項は、労働基準法の規定(公民権行使の保障)の趣旨に反し、無効のものと解すべきである。したがって、公職に就任することが会社業務の遂行を著しく阻害するおそれのある場合においても、普通解雇に付するは格別(別として)、当該就業規則の条項を適用して従業員を懲戒解雇に付することは、許されないものといわなければならない」としている。

2

適用等

問題 1

プラス3

船員法第1条第1項に規定する船員については労働基準法は適用されず、したがって、同法第1条「労働条件の原則」、第2条「労働条件の決定」等の労働憲章の部分も、当然適用されない。

[H16 - 1 A]

問題 2

プラス3

家事使用人と雇主との間に結ばれる家事一般に従事するための契約は、民法上の雇傭契約であると同時に労働基準法が適用される労働契約でもある。

[H16 - 1 B]

問題 3

労働基準法第116条第2項の規定により、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、労働基準法は適用しないものとされている。

[H20 - 7 D]

問題 4

労働基準法に定める「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいい、この定義に該当する場合には、いかなる形態の家事使用人にも労働基準法が適用される。

[H23 - 1 D]

問題 5

労働基準法でいう「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいい、法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて同法第9条に規定する労働者である。

[H19 - 1 B]

問題 6

会社から給料を受けず、その所属する労働組合より給料を受ける組合専従職員の労働関係については、使用者が当該専従職員に対し在籍のまま労働提供の義務を免除し、労働組合の事務に専従することを認める場合には、労働基準法上当該会社との労働関係は存続するものと解される。

[H19 - 1 C]

解答 1 × 法116条1項。船員法1条1項に規定する船員についても、法第1章(総則)の第1条から第11条まで及びこれらに関する罰則規定は適用される。

解答 2 × 法116条2項。家事用人には、労働基準法は適用されない。

解答 3 ○ 法116条2項。設問の通り正しい。

①同居の親族のみを使用する事業は、労働基準法の適用が除外されているが、同居の親族のほかに1人でも労働者を使用する事業は、労働基準法の適用事業となる。

解答 4 × 法9条、法116条2項、平成11.3.31基発168号。「いかなる形態の家事用人にも労働基準法が適用される」の部分が誤り。家事用人には、原則として労働基準法は適用されない。

①・法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者は、労働基準法の適用が除外される「家事用人」である。

・個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令の下に当該家事を行う者は、労働基準法の適用が除外される「家事用人」に該当しない(労働基準法が適用される。)

解答 5 ○ 法9条、昭和23.3.17基発461号。設問の通り正しい。

①法人、団体、組合等の代表者又は執行機関たる者のように、事業主体との関係において使用従属の関係に立たない者は労働者に該当しない。

解答 6 ○ 法9条、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。設問の組合専従職員は、労働基準法上の労働者に該当する。

問題 7 労働基準法に定める「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする管理監督者以上の者をいう。 [H24 - 4 D]

問題 8 いわゆる在籍型出向の出向労働者については、出向元及び出向先の双方とそれぞれ労働契約関係があるので、出向元及び出向先に対しては、それぞれ労働契約関係が存する限度で労働基準法の適用がある。すなわち、出向元、出向先及び出向労働者三者間の取決めによって定められた権限と責任に応じて出向元の使用者又は出向先の使用者が出向労働者について労働基準法における使用者としての責任を負うものである。 [H19 - 1 A]

問題 9 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条には、労働基準法の適用に関する特例が定められており、派遣先が国又は地方公共団体である場合においても、当該国又は地方公共団体に派遣されている労働者に関しては、当該特例の適用があり、したがって当該国又は地方公共団体に対して当該特例による労働基準法の適用がある。 [H18 - 1 E]

3

労働契約の締結

【H25問題】

[H25 - 6A] 労働基準法は、同法の定める基準に達しない労働条件を定める労働契約について、その部分を無効とするだけでなく、無効となった部分を同法所定の基準で補充することも定めている。

[H25 - 6B] 使用者は、満60歳以上の労働者との間に、5年以内の契約期間の労働契約を締結することができる。

〔解答 7〕 × 法10条。「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする「すべての者」をいう。

〔解答 8〕 ○ 法10条、昭和61.6.6基発333号。設問の通り正しい。
⑦ 移籍型出向の出向労働者については、出向先との間のみ労働契約関係があるので、**出向先の使用者のみが労働基準法における使用者としての責任を負う。**

〔解答 9〕 ○ 労働者派遣法44条、平成20.7.1基発0701001号。設問の通り正しい。労働者派遣法に定める労働基準法の適用に関する特例については、派遣先が国又は地方公共団体等のように労働基準法の適用が除外（又は一部の適用が除外）されている事業場であっても、**派遣元が労働基準法の適用事業であり、かつ、派遣される労働者が労働基準法上の労働者であるときは、当該特例による労働基準法の適用を受けることとされている。**

〔解答〕 ○ 法13条。設問の通り正しい。なお、無効となった部分を同法所定の基準で補充する効力を一般に直律的効力という。

〔解答〕 ○ 法14条1項2号。設問の通り正しい。労働契約は、**期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、原則として3年を超える期間について締結してはならないとされているが、満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約については、5年以内の契約期間の労働契約を締結することができる。**

[H25 - 6C] 使用者は、期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の
 期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の際
に、労働者に対して、期間の定めのある労働契約を更新する場合の
基準に関する事項を、書面の交付により明示しなければならない。

[H25 - 6D] 労働基準法第16条は、労働契約の不履行について違約金を定め
 又は損害賠償額を予定する契約をすることを使用者に禁止している
が、その趣旨は、このような違約金制度や損害賠償額予定の制度
が、ともすると労働の強制にわたり、あるいは労働者の自由意思を
不当に拘束し、労働者を使用者に隷属させることとなるので、これ
らの弊害を防止しようとする点にある。

[H25 - 6E] 労働契約を締結する際に、労働者の親権者が使用者から多額の金
 銭を借り受けることは、人身売買や労働者の不当な足留めにつなが
るおそれがあるため、当該労働者の賃金と相殺されるか否かを問わ
ず、労働基準法第17条に違反する。

問題 1 労働基準法で定める基準に違反する労働条件を定める労働契約の
 部分は、労働基準法で定める基準より労働者に有利なものも含め
て、無効となる。 [H21 - 2 A]

問題 2 労働基準法第14条第1項では、労働契約は、期間の定めのないも
 のを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、
プラス3 3年(弁護士、社会保険労務士等に係る労働契約で同項第1号に該
当するもの、又は同項第2号に該当するものについては5年)を超
える期間について締結してはならないこととされている。この労働
基準法第14条第1項に規定する期間を超える期間を定めた労働契約
を締結した場合は、同条違反となり、当該労働契約の期間は、同項
第1号又は第2号に該当するものについては5年、その他のものにつ
いては3年となる。 [H16 - 2 A]

[解答] ○ 法15条1項、則5条。設問の通り正しい。設問の事項は、**期間の定めのある労働契約**であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を**更新する場合があるもの**の締結の場合に限り明示しなければならない**絶対的明示事項**である。

[解答] ○ 法16条。設問の通り正しい。なお、労働基準法16条は、金額を予定することを禁止するのであって、現実^に生じた損害について賠償を請求することは禁止されていない。

[解答] × 法17条。労働基準法17条は、「使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を**相殺してはならない**」としており、単に金銭を借り受けるだけでは、同条に違反しない。

解答 1 × 法1条2項、法13条。法13条においては、「労働基準法で定める**基準に達しない労働条件**を定める労働契約は、**その部分については、無効とする**」と定めており、労働基準法で定める基準を上回る労働条件(労働者に有利な労働条件)を定めた部分は無効とならない。

解答 2 ○ 法13条、法14条1項、平成15.10.22厚労告356号、平成15.10.22基発1022001号。設問の通り正しい。法13条では、「労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については**無効とする**。この場合において、無効となった部分は、**労働基準法で定める基準による**」とされている。したがって、労働契約の期間の上限が5年とされている労働者(弁護士、社会保険労務士等高度の専門的知識を有する労働者で当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者及び満60歳以上の労働者)との契約期間が5年を超える場合には5年、労働契約の期間の上限が3年とされているその他の労働者との契約期間が3年を超える場合には3年の期間を定めた労働契約を締結したこととなる。

問題 3

プラス3

労働基準法第14条第1項第1号の高度の専門的知識等を有する労働者であっても、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就かない場合には、労働契約の期間は3年が上限である。〔H16-2 B〕

問題 4

労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年(労働基準法第14条第1項の各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年)を超える期間について締結してはならず、また、期間を定める労働契約の更新によって継続雇用期間が10年を超えることがあってはならない。

〔H23-2 A〕

問題 5

プラス3

一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、1年を超える期間の定めのある労働契約を締結した労働者(労働基準法第14条第1項各号に規定する労働者を除く。)は、民法第628条の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から6か月を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

〔H16-2 D〕

問題 6

プラス3

平成16年5月に満60歳の誕生日を迎えたある労働者が、同年8月に3年の期間を定めた労働契約を締結した場合において、本年(平成18年)8月に他の有利な条件の転職先をみつけて退職することを決意した。この場合、当該労働者は、労働基準法第137条の規定により、当該使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

〔H18-7 D〕

問題 7

満60歳以上で薬剤師の資格を有する者が、ある事業場で3年の期間を定めた労働契約を締結して薬剤師以外の業務に就いていた場合、その者は、民法第628条の規定にかかわらず、労働基準法第137条の規定に基づき、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

〔H24-2 C〕

解答 3 ○ 法14条1項。設問の通り正しい。

⑦ 高度の専門的知識等を有する労働者については、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く場合に限り、労働契約の期間の上限が5年となる。

解答 4 × 法14条1項。設問文後段の「期間を定める労働契約の更新によって継続雇用期間が10年を超えることがあってはならない」とする規定はない。前段の記述は正しい。なお、法14条1項の各号のいずれかに該当する労働契約とは、①専門的知識等であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約、②満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約（①の労働契約を除く。）である。

解答 5 × 法附則137条。設問文中の「6か月」を「1年」に読み替えると、正しい記述となる。

解答 6 × 法附則137条。法14条1項各号に該当する者（①高度の専門的知識等を有する労働者であって、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就くもの、又は②満60歳以上の労働者）は、法附則137条（労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる）の規定は適用されず、いつでも退職できるわけではない。

解答 7 × 法14条1項2号、法附則137条。満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約については、法附則137条の規定は適用されない。したがって、労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後において、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができるわけではない。

社労士ナンバーワンシリーズ
2014年度版 ナンバーワン社労士 過去10年本試験問題集 1
労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法

発行日 2013年10月1日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2013

管理コード 05383P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。